

岐阜県公報

第 二 百 六 号
令 和 三 年 六 月 一 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 保安林の解除をしようとする旨の通知
- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 道路の区域変更

(治 山 課) 三二九
(同) 三三〇
(道路維持課) 三三二

告 示

岐阜県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市朝日町浅井字ごうろ平九一九の二七、九一九の一八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一(一) 解除予定保安林の所在場所

高山市一之宮町字一ノ谷七八五一の三、七八五二の二一、七八五四の三、七八六

三の四、七八七五の二、七八七七の四、字二ノ谷七九三八の一四、字マサ板八〇三

九の四、八〇四〇の二、八〇四一の五、字黒洞八〇五六の七、八〇五八の四、八〇

六〇の四、八〇六〇の七、八〇八六の三から八〇八六の五まで

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 解除予定保安林の所在場所

高山市一之宮町字黒洞八〇五六の三(次の図に示す部分に限る。)、八〇五六の七、

八〇五六の八

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市上宝町荒原字二ノ谷七八九の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷中尾字下野谷四四二の五二(次の図に示す部分に限る。)、四四

二の一〇九、四四二の一八一、四四二の一三二、四四二の一四四、四四二の一六、

四四二の一八、四四二の二二〇、四四二の二二二、四四二の二二四、四四二の二二

五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町小間見字常保二七八の二、二八〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬名丸字深瀬二六七、字水上洞一六四二の二、字下橋一六五一、一六五二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小川字大石ケ洞二三三四の一、二三四八の一、二三四九、二三五〇、二三七三の一、二三七三の二、二三八四の三九、二三八四の四〇、二三八四の四二、二三八四の七〇、二三八四の一五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町上佐見字狭間五七二四の一、字曲り五七二六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字狭間五七二四の一・字曲り五七二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及
び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般道路				道路の種類
百五十八号				路線名
				区 間
高山市丹生川町日面字下 平五八四番一地先地内		高山市丹生川町日面字下 や五九九番七地先から 同 市同 町同 字同 五九九番八地先まで		
後	前	後	前	区域 変更 前後
二〇・九 五・五	二・一 一三・一	一三・三 七・五	一三・三 一三・五	敷地の幅 員（メートル）
四・三	四・三	二六・六	二六・六	延長 （メートル）
				備考

令和三年六月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜文芸社